

業務指示書

コソボ国国営放送局能力向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年6月17日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年6月22日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：番組制作／報道に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／番組制作／報道）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：番組制作／報道に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コンボ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年6月26日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
ベースライン調査及びエンドライン調査
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(US\$1 = 123.96 円 , EUR1 = 135.33 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- (○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： 7月 2日(木) ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/番組制作/報道

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

14.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年7月13日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
 コソボ国国营放送局能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配属（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／番組制作／報道	(48.00)	()
ア) 類似業務の経験	18.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	
ウ) 語学力	9.00	
エ) 業務主任者等としての経験	9.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	(12.00)	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	12.00	
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

コソボでは 1999 年に国連コソボ暫定行政ミッション (United Nations Interim Administration Mission in Kosovo。以下「UNMIK」という。) による統治が始まったが、TV・ラジオの報道・番組制作において、UNMIK 統治以前から見られたセルビア人等少数民族への憎悪を煽るいわゆる「hate speech」が沈静化しなかったことから、UNMIK はメディア規制機関として、「Temporary Media Commissioner(TMC)」を設置した。2005 年に、TMC は活字メディアを規制する「プレス評議会」と放送メディアを管理する「独立メディア委員会(IMC)」に分割され、以後、それぞれの倫理綱領に基づいて、自由・公正なメディアの育成に努めている。しかし、2008 年 2 月の独立宣言を契機とした民族意識の高まりや、強権的指導者の権力独占状態により、その取り組みは順調とは言い難い状況が続いている。

また、国の規模に比してマスメディアの数が多く、市場が吸収できる規模を遥かに超えている状況も問題となっている。現在、コソボにはコソボラジオ・テレビ局 (Radio Television of Kosovo。以下「RTK」という。) のほか、全土をカバーする TV 局 3 局 (「ラジオ TV21 (RTV21)」、Kohavision(KTV)及びケーブル局の「Klan Kosova」)、地方 TV 局 21 局、ラジオ局 83 局の計 108 局があり、日刊紙も 8 紙刊行されている。近年、安定した GDP 成長率 (2013 年 3.0%、2012 年 2.7%、2010 年 3.2%) を達成しているが、失業率は 30%(2012 年)と依然として高く、特に若年層 (15-24 歳) の失業率は 55%(2012 年)と深刻であり¹、人口約 185 万人²という市場規模が小さい中で、限定された広告収入を多くの商業メディアが獲りあう状況が続いている。紛争直後は二国間ドナーや国連開発計画 (UNDP) 等からメディアに対する支援も多かったが、独立後、資金提供が漸減する中で、メディアが生き残るために利益グループ、政治勢力等に依存するようになり、ジャーナリズムが信頼を得ているとは言い難い状況である。

このような状況の中、公共放送法 (Law No.04/L-046 on Radio Television of Kosovo、2012 年) が採択され、RTK は民族の分け隔てなく、すべての国民に正確・中立・公正な放送サービスを提供する使命を果たすことが求められることとなったが、かつて「政府の広告塔」だった RTK への政府の介入は今なお深刻である。

他方、国連加盟国の多くがコソボを国家承認していないことから、未だ国連に未加盟のコソボは他の国際機関にも受け入れられていない。特に放送・通信分野では国際電気通信連合 (International Telecommunication Union。以下「ITU」という。) に未加盟であることが、周波数の新たな割り当てを阻む障壁となっている (現在コソボで使用されている周波数帯は独立前にセルビアに割り当てられたもので、あくまでもセルビア国内の放送局としての扱いとなっている。)。また、コソボでは

¹ 出所：世界銀行

² 出所：CIA、2014 年推定値

ITU の「GE06 プラン」³に基づき、IMC が地上波デジタル放送への移行に向けた戦略計画を策定したが⁴、財政難から独自にデジタル化に対応できる放送局は限定されている。RTK においても財政面の問題に加え、アナログ停波が予定されている 2015 年 6 月 17 日までに、技術運用面でもデジタル化に対応する必要があるなど、職員の能力向上が喫緊の課題となっている。

以上のような背景の下、RTK は JICA に対し、「コソボ国営放送局能力向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）の実施に係る支援を要請した。当機構は、2013 年 7 月に情報収集を目的として派遣された調査団の調査結果を踏まえ、本プロジェクトの必要性、要請の妥当性を確認するために、2015 年 12 月に詳細計画策定調査を行い、本プロジェクトの枠組みについて合意した。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

RTK がコソボにおけるすべての民族に対し、正確・中立・公正な情報を提供するマスメディアのモデルとなる。

(2) プロジェクト目標

すべての民族に正確・中立・公正な情報を提供するための独立公共放送局として、RTK のテレビ放送番組の質が向上する。

(3) 期待される成果

成果 1：RTK 職員のテレビ放送機材に係る運用及び維持管理能力が強化される。

成果 2：RTK 職員のテレビ番組制作能力及び報道能力が強化される。

(4) 活動の概要

【成果 1 に係る活動】

1-1：ワーキング・グループ（WG）1 が、日本人専門家と協力し、RTK のテレビ放送機材に係る運用及び維持管理システムの現状分析を行い、課題を特定する。

1-2：1-1 を踏まえ、WG1 が、日本人専門家と協力し、RTK のテレビ放送機材に係る運用及び維持管理システムを改善するためのアクション・プランを作成する。

1-3：1-2 で策定されたアクション・プランに基づき、WG1 が、日本人専門家と協力し、技術職員のための OJT を行う（運用管理簿の作成含む）。

³ ITU では、欧州、アフリカ、一部の中東エリアにおける地上波デジタル放送のチャンネルプランとして「GE06 プラン」が合意され、2015 年 6 月 17 日までにアナログ放送からデジタル放送に移行（アナログ停波）することが勧告されている。

⁴ Draft Strategy Transition From Analogue to Digital Broadcasting in Republic of Kosova, December 2012(IMC)

【成果2に係る活動】

- 2-1: WG2⁵が、日本人専門家と協力し、RTKにおける番組制作の現状分析を行い、課題を特定する。
- 2-2: 2-1を踏まえ、WG2が、日本人専門家と協力し、「正確・中立・公正な番組制作のためのガイドライン」を作成する。
- 2-3: 2-2で作成するガイドラインを活用し、WG2が、日本人専門家によるOJTを通じ、国民への正確・中立・公正な情報の提供を目的とする時事番組を制作する。
- 2-4: WG2が、日本人専門家と協力し、番組審議会を設置する。
- 2-5: 番組審議会が、2-3で制作した番組を審議する。

(5) 対象地域

プリシュティナ市のRTK本部

(6) 相手国実施機関

コソボラジオ・テレビ局 (RTK)

3. 業務の目的

「コソボ国営放送局能力向上プロジェクト」に関し、本プロジェクトに関するR/D (Record of Discussion) に基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2015年3月16日にコソボ共和国政府と署名交換したR/Dに基づいて実施する「コソボ国営放送局能力向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務内容」に示す事項の活動等を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト・デザイン・マトリクス (PDM) に基づいたプロジェクト活動の実施

本プロジェクトの運営においてコンサルタントは、PDMに沿ったカウンターパート (C/P) との協働作業を進めることを基本とする。コンサルタン

⁵ RTK1 及び RTK2 の番組制作及び報道に携わる職員により構成される。

トは、PDMに記載された活動以外に、PDMの各項目の変更により、対応すべき活動が生じる可能性がある場合には、JICAと相談の上、それに適切に対応する。PDMの改訂は、合同調整委員会(JCC: Joint Coordination Committee)での協議を経て、JICAとC/Pが最終確認を行う。なお、上位目標及びプロジェクト目標の変更は原則行わないこととする。PDM改訂の必要が生じた場合は、コンサルタントは、JICAと速やかに協議するとともに、データを用いて整理し、JCCでの協議・承認の準備を行う等、この改訂作業に協力する。また、外部条件の変更等においても、PDMの改訂が必要となる場合には、コンサルタントは、速やかにJICAに連絡し、PDM改訂に向けて協力することとする。

(2) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、本プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ本プロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、延滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(3) C/Pの能力強化を意識した活動

コンサルタントは、本プロジェクトの実施にあたり、C/Pのキャパシティ・ディベロップメントに配慮したプロジェクト活動を行うものとし、成果毎にRTK職員により結成されるWGやRTK職員が主体的に行うプロジェクト活動の取り組みを支援することとする（例えば、成果1のテレビ放送機材に係る運用及び維持管理システムを改善するためのアクション・プランの作成に関し、専門家がアクション・プランの構想を主導するのではなく、現状分析の結果をC/Pと共に振り返りつつ、どういったアクション・プランが必要かについて議論しながら内容を詰めるよう、留意する。）。そのため、コンサルタントは、本プロジェクトの初期にベースライン調査（ベースライン調査の詳細については後述。）を実施し、PDMの指標設定を踏まえて、技術移転の対象者やそのレベル、組織能力の現状を把握し、達成目標を確認した上で、RTKの能力に合わせてOJT形式で段階的にキャパシティの向上を図るための活動計画を策定し、定期的なモニタリングを実施することとする。

(4) コソボにおける民族融和に資する正確・中立・公正な情報発信を目指した支援の実施

本プロジェクトは、公共放送局として最大のカバレッジを有し、すべての

民族に情報を行き渡らせるという RTK の役割の重要性と、偏向のある情報は異なる民族間の不信感をもたらすものであるという理解の下、コソボの全ての住民へ正確かつ偏向のない情報発信を通じ、コソボの安定化に貢献する RTK の番組制作、報道及び機材管理能力の向上を目指す。

(5) 質の高い番組作り

RTK は公共の福祉に資する責務があると同時に、編集権の独立性を担保するため、広告収入等による財源を確保することにより、財政面の独立性を確保する必要がある。本プロジェクトは、より多くの広告主の獲得につなげるべく、民族の隔たりなく、全国民の興味を捉えるような、質の高い番組作りを目指す。

(6) 編集権の独立性を確保するための番組審議会の設置

公共の信頼性の確保には独立した編集権が不可欠であるため、RTK は、外部の学識経験者、市民活動家などから構成される、番組の中立性を審議することを目的とした、番組審議会を RTK 内に設置⁶する予定である。そのため、コンサルタントは、RTK による番組審議会の設置について指導・助言を行う。番組審議会は、法律上設置が義務付けられるものではなく、RTK が独自に設置するものであるが、これにより、放送事業者だけでなく、第三者の目による、番組の中立性の確保に関する確認作業を制度として導入し、外部から干渉されにくい番組制作プロセスを構築することを目指す。

(7) プロジェクト活動の対象グループ

本プロジェクトは、民族平等に配慮したアプローチであることから、RTK の4つあるテレビチャンネルのうち、人口の92%⁷を占めるアルバニア系住民が使用しているアルバニア語放送チャンネルである RTK1 と、セルビア語をはじめとする少数民族言語による放送が行われている RTK2 の2つ総合チャンネルでの放送に関わる職員を対象とする。なかでも、RTK1 及び RTK2 の番組制作、報道、放送機材運用・維持管理に係る技術職員を対象グループとする。従って、その他のチャンネル（ニュース番組専門チャンネル「RTK 3」、スポーツ・娯楽・教育等のための「RTK 4」）及びラジオ局の職員については、直接受益者としての対象グループとしない。

(8) 機材の供与

コンサルタントは、RTK が提示した機材要請リストをベースとして、RTK と協働で、技術システム機能の改善に最も資する機材の優先順位を決定し、

⁶ RTK 理事会による承認で番組審議会は正式に設置できる予定。（RTK 総裁聞取り、2014年12月）

⁷ 出所：CIA World Fact Book 2012。

プリシュティナ郡人口は493,817人、うち首都プリシュティナ市人口は205,133。その他都市部人口はプリズレン市181,756人である。出所：Kosovo Agency of Statistics, Office of the Prime Minister, Republic of Kosovo (<https://ask.rks-gov.net/ENG/pop/tables>) 2014年12月

JICA と協議の上、本プロジェクトを通じ供与する機材を特定する。詳細計画策定調査時点で RTK が更新を検討している施設機材の優先事項は、デジタル化にともなうマスターコントロールルーム（MCR）の更新、カメラを含むスタジオ機材の更新と追加、ENG カメラ及び中継車・機材一式の追加、全てのチャンネルの共有ネットワークシステムの整備などであった。

（9）事業効果の明確化

JICA は事業実施者として事業実施に関する説明責任を有しており、投入に対してどのような効果があったのかを明確に示す必要がある。そのため、コンサルタントは、本プロジェクトによって能力強化された C/P の人数や視聴者数の増加、その他期待される効果（放送事故の減少等）について具体的に示すことができるよう留意して活動を実施する。また、右事業効果について、プロジェクト終了時に作成・提出するプロジェクト事業完了報告書の中で具体的に記載することとする。

詳細計画策定調査の結果に基づき、上位目標、プロジェクト目標、各成果の達成度を測る指標を設定しているが、ベースラインとの比較が必要なもの（放送事故の件数、RTK 職員の意識の変化等）がある。これについては、調査の結果を基にベースラインを設定すると共に、プロジェクト終了時の目標値について JICA に提言する。また、各目標及び成果をより良く想定できる指標が有る場合は、これも併せて JICA に提言する。

（10）ベースライン調査及びエンドライン調査

ベースライン調査では、コソボ国におけるメディアの現状、RTK の報道・番組に関する視聴状況、放送カバレッジ、公正性・中立性・正確性に関する信頼度（他のメディアとの比較等を含む。）及び問題点等について、一般視聴者を対象とする調査を実施する。また、上述の通り、ベースライン調査ではプロジェクトの指標の検討も行う。また、プロジェクト終了前には、エンドライン調査を行い、上記ベースライン調査で調査した項目について、同じく一般視聴者を対象とする調査を実施する。

ベースライン調査及びエンドライン調査の TOR、調査項目及び方法については JICA 及び RTK と協議して最終化するものとし、現地再委託を認める。加えて、プロポーザルの中では、ベースライン調査及びエンドライン調査の進め方について提案を行うこととする。なお、ベースライン調査及びエンドライン調査を現地再委託する場合、同一の委託先に同一の契約として委託することが望ましいが、これによらない方法も妥当性を確認されれば認める予定。

（11）本プロジェクトのモニタリング活動

コンサルタントは、RTK と協働で、定期的なモニタリングを指定のモニタリングシートを活用して実施する。モニタリングシートには、活動報告の

みならず、成果発現状況（上位目標への達成見込み含む。）、解決すべき実施上の課題・懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素が記載される。モニタリングシートは6カ月毎に作成し、内容について RTK と合意の上、JICA バルカン事務所に提出する。

定期モニタリングに際しては、案件の進捗、問題の発生の状況、在外事務所からの要請等に鑑み、業務主管部門の判断により、担当職員等も必要に応じて現地に出張し、JCC をはじめとするモニタリングプロセスに参加し協議を行い、問題の解決を図る。また、職員のみならず、外部有識者、モニタリングに必要となる情報収集・分析を行うための外部人材が現地に出張することもあり、コンサルタントは、担当職員等によるモニタリングの実施に協力する事とする。

その他、本プロジェクトの進捗確認等を目的として、運営指導調査を実施する可能性が有る。運営指導調査の必要性や時期については、本プロジェクト実施中に JICA とコンサルタントが協議した上で決定する事とし、コンサルタントは運営指導調査の実施に協力する事とする。

（12）合同調整委員会の開催にかかる支援

本プロジェクトにかかる R/D では、規定された関係者の参加のもと、最低限、1年に一度の合同調整委員会（Joint Coordination Committee : JCC）を開催する予定である（JCC の詳細については、R/D を参照のこと。）。コンサルタントは、RTK と合同で JCC を開催し、下記の項目等を含むプレゼンテーションを行い、関係者との情報共有・合意形成を促進する。

- 1) 当該年次の活動進捗に関する報告、達成事項・未達成事項の確認
- 2) 上記に基づく次年度の活動にかかる方向性・内容に関する協議
- 3) 成果品の確認

（13）他ドナーとの情報共有

コンサルタントは、ジャーナリスト育成やマイノリティ・メディア支援を実施している欧州安全保障協力機構（Organization for Security and Cooperation in Europe。以下「OSCE」という。）、UNDP 等と本事業により作成するアクション・プランやガイドライン等を共有し、RTK による公共放送サービスの取組みを広く周知する。また、番組審議会を外部メディア専門家で構成する際は、これらの援助機関へ参加協力を依頼し、国際的な知見及び中立的な観点から助言を得ることでより質の高い番組の制作を導く。

（14）広報について

JICA では業務実施にあたり、本協力の意義、活動内容とその成果をコソボ国及び我が国両国の国民各層に正しく理解してもらうため、効果的な広報に努める必要があると考えている。コンサルタントは、この考えに沿って、JICA 技術協力プロジェクト・ホームページの作成・運営を含め、積極的な

活動及び成果の発信を行うこととする。については、これに対してコンサルタントが取り得る活動について、具体的な提案があればプロポーザルの中で記載することとする。

(15) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第1年次：2015年7月下旬～2016年7月下旬
- ・ 第2年次：2016年8月～2017年7月

このため、第1年次の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

6. 業務の内容

【第1年次国内作業：2015年7月下旬】

(1) ワーク・プラン（第1年次案）の作成・協議

ワーク・プラン（第1年次案）を作成し、JICA 産業開発・公共政策部宛に提出する。内容は「7. 成果品等（2）報告書の詳細」のとおりとする。

(2) 出発前会議への参加

JICA、関係省庁等の関係者が出席する出発前会議に参加し、上記ワーク・プラン（第1年次案）等の説明を行う。同会議で検討した協力方針やコメントを踏まえ、ワーク・プラン（第1年次案）を改訂する。

【第1年次現地派遣：2015年8月～2016年7月】

(1) 成果1・2に共通する活動

- 1) ベースライン調査を実施し、調査結果を報告書に取りまとめる（現地再委託を認める。）。
- 2) ベースライン調査に基づき、JICA と事前協議の上、評価指標等を含むPDMの修正や具体的な活動内容についてRTKと協議し、PDMの修正及びワーク・プラン（第1年次）について合意する。
- 3) ベースライン調査結果をRTK職員に広く共有するためのセミナーを実施する。

(2) 成果1に関する活動

- 1) WG1 と協働して、放送機材の運用及び維持管理に関する現状の把握と課題の分析を行う。
- 2) WG1 と協働して、現状把握と課題分析の結果を纏めたレポートを作成する。

- 3) WG1 と協働して、上記の課題を解決するためのアクション・プランを作成する。
- 4) 上記で作成したアクション・プランに基づき、OJT プログラムを立案する（運用管理簿の作成を含む。）。
- 5) 立案した OJT プログラムに基づき、OJT を実施する。

(3) 成果 2 に関する活動

- 1) WG2 と協働して、RTK における番組制作の現状分析を行い、課題を特定する。
- 2) WG2 と協働して、現状分析と特定した課題を纏めたレポートを作成する。
- 3) 上記の課題を踏まえ、WG2 と協働して、「正確・中立・公正な番組制作のためのガイドライン」をアルバニア語、セルビア語、英語でそれぞれ作成する。
- 4) 上記で作成するガイドラインを活用して、国民への正確・中立・公正な情報の提供を目的とする時事番組を制作するための OJT プログラムを立案する。
- 5) 立案した OJT プログラムに基づき、OJT を実施する。
- 6) WG2 と協働して、番組審議会を設置するためのロードマップを作成する。
- 7) WG2 によるロードマップに従った番組審議会の設置について、指導・助言を行う。
- 8) 番組審議委員会による番組審議について、指導・助言を行う。

(4) 成果 1・2 に共通する活動

- 1) 英文で業務完了報告書を作成し、内容を RTK と協議・合意する。また、合意した英文の報告書に基づき、日本側のみで共有すべき内容も含めた和文の業務完了報告書を作成する。

【第 2 年次国内作業：2016 年 8 月上旬】

(1) ワーク・プラン（第 2 年次案）の作成・協議

ワーク・プラン（第 2 年次案）を作成し、JICA 産業開発・公共政策部宛に提出する。内容は「7. 成果品等（2）報告書の詳細」のとおりとする。

(2) 出発前会議への参加

JICA、関係省庁等の関係者が出席する出発前会議に参加し、上記ワーク・プラン（第 2 年次案）等の説明を行う。同会議で検討した協力方針やコメントを踏まえ、ワーク・プラン（第 2 年次案）を改訂する。

【第 2 年次現地派遣：2016 年 8 月中旬～2017 年 7 月】

(1) 成果 1・2 に共通する活動

- 1) ワーク・プラン（第 2 年次）について、RTK と協議し、合意する。

(2) 成果1に関する活動

- 1) WG1 と協働して、1年目の活動をレビューし、アクション・プランを修正する。
- 2) WG1 と協働して、修正したアクション・プランに基づき、OJT プログラムを修正する。
- 3) 修正した OJT プログラムに基づき、OJT を実施する。
- 4) 供与した機材の運用及び維持管理に係る OJT を実施する。

(3) 成果2に関する活動

- 1) WG2 と協働して、1年目の活動をレビューし、国民への正確・中立・公正な情報の提供を目的とする時事番組を制作するための OJT プログラムを修正する。
- 2) 修正した OJT プログラムに基づき、OJT を実施する。
- 3) 1年目に設置した番組審議会についてレビューし、必要な改善策を講じる。
- 4) 番組審議会による番組審議について、指導・助言を行う。

(4) 成果1・2に共通する活動

- 1) エンドライン調査を実施する。
- 2) エンドライン調査結果を踏まえ、英文でプロジェクト事業完了報告書を作成し、内容を RTK と協議・合意する。また、合意した英文の報告書に基づき、日本側のみで共有すべき内容も含めた和文のプロジェクト事業完了報告書を作成する。

【各年次現地派遣調査に共通する活動】

(1) 広報活動の実施

本プロジェクト開始後に「JICA 技術協力プロジェクト・ホームページ」(和文・英文)を開設する。その後、プロジェクト活動にかかる記事の寄稿・更新により、関係者及び我が国・コソボ国両国民に対する広報活動を随時実施する。なお、同ホームページの寄稿に際しては、コンサルタントは原稿執筆と写真の準備を行うこととし、サーバ準備や記事のアップロード等の作業は JICA が行う。記事は難解な専門用語は避けるなど、一般国民が読んでもわかるように留意する。

(2) 他ドナーとの情報共有

UNDP、OSCE、USAID 等のドナー関係者との会合に出席し、プロジェクトの活動計画及び目標等について説明し、周知する。また、各ドナーの活動内容について聴取し、JICA 関係者と共有する。

(3) モニタリングの実施

上記「5. 実施方針及び留意事項」(11)に基づき、モニタリング活動を実施する。

(4) JCC の開催

上記「5. 実施方針及び留意事項」(12)に基づき、JCC を開催する。

(5) JICA に対する報告

契約書に定められた報告書を RTK 及び JICA に提出するとともに JICA バルカン事務所及び JICA 本部産業開発・公共政策部に対して報告を行う。

【その他の活動】

(1) C/P の本邦研修にかかる業務

本プロジェクトでは、RTK 職員の能力向上に向けて、我が国の事例を示しながら RTK の能力強化を図る計画である。コンサルタントは、この目的を踏まえて、研修内容、時期、実施機関等を含む研修計画をプロポーザルにて提案すること。

また、以下の業務を担当し、業務を計画的に遂行すること。

1) 担当業務

研修内容、カリキュラム、日程の決定、講師の手配、見学先・実習先の手配、教材・資料の用意、研修場所の手配、研修参加者の人選支援及び所属先との調整、講義・実習・見学の実施、要請書（アプリケーションフォーム）の取り付け、等

2) 留意事項

ア. 本邦研修は WG メンバーを主な対象として、約 7 名、2 週間程度で実施する。

イ. 研修先、研修内容及び研修参加者の決定については、RTK、JICA 産業開発・公共政策部及び JICA バルカン事務所と相談の上、最終決定する。研修実施にかかる経費については、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2015 年 4 月版）」に従い見積もりを提出すること。

(2) 供与機材にかかる業務

本プロジェクトの目標を達成するために必要な機材について、先方政府からの要請に基づき供与することができる。第 1 年次の供与機材は、原則として JICA が調達するが、コンサルタントは、「5. 実施方針及び留意事項」(8)に基づき、RTK と協働して供与機材を選定する他、仕様書の作成等を通じ、JICA による機材調達を支援する。仕様についてはコソボ国の事情に即したものとし、メンテナンスやスペアパーツの調達が現地で可能なものとする。機材は可能な限り現地調達（JICA バルカン事務所の所在するセルビア国）とするが、現地事情が許さない場合は、本邦あるいは第三国での調

達とする場合もある。

供与機材として購入した機材は、納品・検査、引き渡し等の作業について、JICA バルカン事務所の業務を支援することとする。引渡し後の管理については先方実施機関が行うこととする。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。尚、本契約における成果品は、第1年次は業務完了報告書（第1年次）、第2年次はプロジェクト事業完了報告書（第2年次）とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。成果品の記載事項及び提出時期等は以下のとおりとする。また、第三者が著作権を有する資料を文中で参照する場合には、コンサルタントが当該資料の著作権にかかる交渉を行う。

年次	成果品名	提出時期	部数
1年次	業務計画書（第1年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 営業日以内	和文 3 部
	ワーク・プラン（第1年次）	業務開始から約 3 か月後	英文 10 部
	ベースライン調査報告書	業務開始から約 3 か月後	英文 10 部
	業務完了報告書（第1年次）	第1年次契約終了時	和文 5 部 英文 10 部 CD-R : 1 枚
2年次	業務計画書（第2年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 営業日以内	和文 3 部
	ワーク・プラン（第2年次）	業務開始から約 1 か月後	英文 10 部
	プロジェクト事業完了報告書	第2年次契約終了時	和文 5 部 英文 10 部 レポートの CD-ROM

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法

- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
 - e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
 - f) 詳細活動計画（Work Breakdown Structure（以下「WBS」という。）等の活用）
 - g) 要員計画
 - h) 現地再委託調査がある場合、作業内容、工程
 - i) 先方実施機関便宜供与負担事項
 - j) その他必要事項
- イ) 業務完了報告書／プロジェクト事業完了報告書記載項目（案）
- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
 - b) 活動内容
 - c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
 - d) プロジェクト目標の達成度
 - e) 上位目標の達成に向けての提言
 - f) 次期活動計画（業務完了報告書のみ）
- 添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
- ③ 詳細活動計画（WBS等の活用）
- ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤ 研修員受入れ実績
- ⑥ セミナー実施実績（実施した場合）
- ⑦ 供与機材・携行機材実績（引渡しリスト含む）
- ⑧ 合同調整委員会議事録等
- ⑨ その他活動実績

注) d)、e) 及び⑦の引渡しリストは完了報告書のみに記載

(2) 技術協力成果品／技術協力成果資料

コンサルタントが直接又はコンサルタントがC/Pを支援して作成する以下の資料を提出する。なお、前者を技術協力成果品、後者を技術協力成果資料として分類し、前者については契約業務の成果品とする。

なお、提出に当たっては、下記ア)については、それぞれの完成年次の業務完了報告書／プロジェクト事業完了報告書に添付して提出することとする。

- ア) 放送機材の運用及び維持管理に関する課題を纏めたレポート（英文）
- イ) ア)の課題を解決するためのアクション・プラン（英文）
- ウ) 番組制作の現状分析と特定した課題を纏めたレポート（英文）
- エ) 正確・中立・公正な番組制作のためのガイドライン（アルバニア語・セルビア語・英文）
- オ) 本プロジェクトが関与して制作した時事番組

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ) 活動に関する写真
- ウ) WBS

(4) モニタリングシート

「5. 実施方針及び留意事項」(11)に基づき、モニタリングシートを6か月ごとに作成し、内容についてRTKと合意の上、JICAバルカン事務所に提出する。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2015年7月下旬に開始し、以下の2つの期間に分けて実施することにより、約24か月後の終了を目途とする。

- (1) 第1年次：2015年7月下旬～2016年7月下旬
- (2) 第2年次：2016年8月～2017年7月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

第1年次 約12M/M
(全体) 約24M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する業務従事者を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な業務従事者構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- a) 総括／番組制作／報道（2号）
- b) 機材管理

3. 相手国の便宜供与

- (1) C/P の配置
- (2) RTK 内の執務スペースの提供

4. 配布資料

- ・ 詳細計画策定調査報告書（案）
- ・ コソボメディアセクター情報収集調査報告（2013年7月実施）
- ・ その他関連収集資料

5. 携行機材

「第2 業務の目的・内容に関する事項」の「6. 業務の内容」の【その他の活動】(2)で挙げた機材以外で、C/P に対する技術移転活動に必要な機材については携行機材として購入することができる。必要な機材があればプロポーザルで目的を明確にし、見積りに加えること。購入は、コンサルタントが JICA の関連規程を遵守して原則として現地で購入する（本邦での調達も可能であるが、事前に JICA の承認を得ることとする。）。本邦で調達する機材のうち、輸出許可を必要とするものについては、コンサルタントが必要な手続きを行う

ものとする。

なお、携行機材については JICA に所有権があることから、所定の様式の台帳に記入した上でコンサルタントが管理し、本プロジェクト終了後は JICA の承認を得た上でコソボ国政府に引き渡すものとする。

6. 現地再委託

第1年次に予定されているベースライン調査及びエンドライン調査については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することができる。この他に現地再委託が適当と思われる項目がある場合は具体的な理由を明記の上、提案すること。なお、ベースライン調査及びエンドライン調査の予算は合計3百万円程度を想定しているが、別見積りで提案すること。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則って選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA バルカン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

8. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

9. 複数年度契約

本業務においては、第1年次契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上